

## 令和元年第5回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 令和元年度高松市一般会計補正予算（第3号）

現計予算額	158,208,429千円
補正額	2,338,263千円
補正後	160,546,692千円

### 2 令和元年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	46,494,828千円
補正額	4,481千円
補正後	46,499,309千円

### 3 令和元年度高松市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	343,654千円
補正額	6,758千円
補正後	350,412千円

### 4 令和元年度高松市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	12,332,208千円
補正額	1,570,000千円
補正後	13,902,208千円

### 5 令和元年度高松市病院事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	9,775,862千円
補正額	205,000千円
補正後	9,980,862千円

## 6 高松市コミュニティセンター条例の一部改正について

〔 R 2. 2. 1 から施行  
(3)は、公布の日から施行 〕

高松市川岡コミュニティセンターの移転等に伴い、改正するもの

- (1) 高松市川岡コミュニティセンターの所在を変更するもの
- (2) 併設する川岡出張所の位置を変更するため、高松市支所及び出張所設置条例を改正するもの
- (3) 所要の規定整備をするもの

## 7 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

〔 R 2. 4. 1 から施行 〕

地方公務員法（以下「法」という。）及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、制定するもの

- (1) 趣旨を定めるもの
- (2) 会計年度任用職員の給与について定めるもの
- (3) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員について次の事項を定めるもの
  - ア 給料表を定めるもの
  - イ 職務の級について定めるもの
  - ウ 号給について定めるもの
  - エ 給料の支給方法について定めるもの
  - オ 地域手当について定めるもの
  - カ 通勤手当について定めるもの
  - キ 特殊勤務手当について定めるもの
  - ク 初任給調整手当について定めるもの
  - ケ 給与の減額について定めるもの
  - コ 時間外勤務手当について定めるもの
  - サ 休日勤務手当について定めるもの
  - シ 夜間勤務手当について定めるもの
  - ス 勤務1時間当たりの給与額の算出について定めるもの
  - セ 宿日直手当について定めるもの
  - ソ 期末手当について定めるもの
- (4) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員について次の事項を定めるもの
  - ア 基本報酬額について定めるもの
  - イ 報酬の支給方法について定めるもの

- ウ 特殊勤務に係る報酬について定めるもの
- エ 初任給調整に係る報酬について定めるもの
- オ 報酬の減額について定めるもの
- カ 時間外勤務に係る報酬について定めるもの
- キ 休日勤務に係る報酬について定めるもの
- ク 夜間勤務に係る報酬について定めるもの
- ケ 勤務1時間当たりの報酬額の算出について定めるもの
- コ 期末手当について定めるもの
- サ 通勤に係る費用弁償について定めるもの
- シ 公務のための旅行に係る費用弁償について定めるもの
- (5) 休職者の給与について定めるもの
- (6) 給与からの控除について定めるもの
- (7) 給与の口座振替について定めるもの
- (8) 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与について定めるもの
- (9) 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与等について定めるもの
- (10) 委任について定めるもの
- (11) 所要の経過措置を講ずるもの

## 8 高松市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部改正について

地方公務員法（以下「法」という。）及び地方自治法  
の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整  
備する等のため、改正するもの

R 2. 4. 1から施行  
(1)イ等は、公布の日から施行

- (1) 高松市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正
  - ア 会計年度任用職員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間は、任命権者が定める任期の範囲内とするもの
  - イ 休職期間が満了したときは当然退職者とする規定を削るもの
- (2) 高松市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正
  - ア 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し懲戒処分として減給の処分をする場合の減給の額について定めるもの
- (3) 高松市職員退職手当支給条例の一部改正
  - ア 職員以外の者のうち、一定の要件を満たす者を職員とみなしてこの条例の規定を適用することとするもの
- (4) 高松市職員定数条例の一部改正
  - ア 臨時的任用職員のうち、臨時の職に任用された者は、常時勤務する一般職の職員に含

めないこととするもの

イ 育児休業中又は配偶者同行休業中の常時勤務する一般職の職員のうち、当該職員の業務を処理するため任期を定めた採用又は臨時的任用が行われたときは、当該職員を職員の定数に含めないこととするもの

(5) 高松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児休業をすることができない職員を追加するもの

イ 非常勤職員がすることができる育児休業の期間を定めるもの

ウ 再度の育児休業をすることができる特別の事情を追加するもの

エ 育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当は、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある場合には支給し、勤勉手当は支給しないこととするもの

オ 部分休業をすることができない職員を追加するもの

カ 再任用短時間勤務職員等を除く非常勤職員が部分休業をすることができる時間を定めるもの

キ 部分休業をしている会計年度任用職員の給与額及び報酬額の減額について定めるもの

ク 高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の一部をこの条例を適用する職員から除くもの

(6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正

ア 法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの

イ 高松市立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員をこの条例を適用する職員から除くもの

(7) 高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 高松市立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員及び高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の一部をこの条例を適用する職員から除くもの

イ 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、規則で定める基準に従い、任命権者が定めることとするもの

(8) 高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

ア 法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの

(9) 高松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

ア 人事行政の運営の状況に関する報告の対象とする職員に、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を加えるもの

(10) 高松市職員等の旅費に関する条例の一部改正

ア 高松市立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員及び法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をこの条例を適用する職員から除くもの

## 9 高松市手数料条例の一部改正について

住民基本台帳法の一部改正に伴い手数料を徴収する事務を明確にするため、及び狂犬病予防法の規定に基づく犬の狂犬病の予防注射手数料の額を改定するため、改正するもの

〔公布の日から施行  
(4)は、R 2. 4. 1から施行〕

- (1) 手数料を免除することができる証明のうち住民票の除票に記載をした事項に関する証明を明確に規定するもの
- (2) 証明手数料を徴収する事務のうち住民票の除票に記載した事項に関する証明を明確に規定するもの
- (3) 交付手数料を徴収する事務のうち住民票の除票の写しの交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付を明確に規定するもの
- (4) 犬の狂犬病の予防注射手数料の額を改定するもの

現 行	改定後
2, 3 0 0 円	→ 2, 4 5 0 円

## 10 高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部改正に伴い、病院局の臨時的任用職員について、給与上の取扱いを見直すため、改正するもの

〔R 2. 4. 1から施行〕

## 11 高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

〔R2. 4. 1から施行〕

地方公務員法（以下「法」という。）及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員のうち、教員の給与等に関し必要な事項を定めるため、制定するもの

- (1) 趣旨を定めるもの
- (2) 会計年度任用職員の給与について定めるもの
- (3) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員について次の事項を定めるもの
  - ア 給料について定めるもの
  - イ 号給について定めるもの
  - ウ 地域手当等について定めるもの
  - エ 特殊勤務手当等について定めるもの
  - オ 義務教育等教員特別手当について定めるもの
  - カ 退職手当について定めるもの
  - キ 旅費について定めるもの
  - ク 給料の支給方法等について定めるもの
- (4) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員について次の事項を定めるもの
  - ア 報酬について定めるもの
  - イ 時間外勤務等に係る報酬について定めるもの
  - ウ 期末手当について定めるもの
  - エ 報酬の支給方法等について定めるもの
  - オ 通勤に係る費用弁償について定めるもの
  - カ 公務のための旅行に係る費用弁償について定めるもの
- (5) 休職者の給与について定めるもの
- (6) 給与からの控除について定めるもの
- (7) 給与の口座振替について定めるもの
- (8) 会計年度任用職員の勤務時間等について定めるもの
- (9) 委任について定めるもの
- (10) 所要の経過措置を講ずるもの

## 12 高松市立学校職員の給与等に関する条例の一部改正について

〔R 2. 4. 1 から施行〕

地方公務員法の一部改正に伴い、この条例を適用する職員の定義を見直す等のため、改正するもの

- (1) この条例を適用する職員について、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職を占める職員に限る規定を追加するもの
- (2) 職員の勤務時間、休暇等は、香川県の条例の規定を準用することとするもの

## 13 高松市学校給食共同調理場条例の一部改正について

〔R 2. 4. 1 から施行〕

高松市六条町学校給食センターを新設することに伴い、改正するもの

- (1) 共同調理場の名称及び所在を定める表に、高松市六条町学校給食センターの名称及び所在を加えるもの
- (2) (1)に伴い、当該表から高松市立中央学校給食共同調理場、高松市立川添学校給食共同調理場及び高松市立多肥学校給食共同調理場の名称及び所在を削るもの

## 14 高松市生涯学習センター条例の一部改正について

〔R 2. 4. 1 から施行  
(2)は、公布の日から施行〕

高松市生涯学習センターの一部の施設について1時間を単位とする使用をすることができることとする等のため、改正するもの

- (1) 小研修室、和室、実習室、音楽室及び視聴覚室について、1時間を単位とする使用をすることができることとし、その金額を定めるもの
- (2) 表に規定する時間外に申込時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料を徴収する時間を明記するもの

## 15 高松市下水道条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定を踏まえ、排水設備等の工事を行う者の指定の基準を見直すため、改正するもの

- (1) 指定の基準のうち、成年被後見人又は被保佐人でないこととする規定を削るもの
- (2) 指定の基準に、精神の機能障害により排水設備等の新設等の工事を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者でないこととする規定を加えるもの
- (3) 指定を受けた者が市長に届け出なければならない場合に、指定を受けた後に(2)に規定する者等となった場合を加えるもの

## 16 工事請負契約について

旧衛生処理センター解体撤去工事（2期）

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 187,000,000円
- (3) 相手方 東洋建設株式会社四国支店

## 17 工事請負契約について

高松市中央卸売市場青果棟再整備に伴う土木防災等工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 919,600,000円
- (3) 相手方 株式会社村上組

## 18 工事請負契約について

史跡高松城跡桜御門復元整備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 291,500,000円
- (3) 相手方 清水建設株式会社四国支店

## 19 工事請負契約について

香南町北部団地建設工事（2期）

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 338,250,000円
- (3) 相手方 エヌケー建設株式会社

## 20 工事請負契約について

元勅使町田中団地外1団地解体工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 447,700,000円
- (3) 相手方 株式会社合田工務店

## 21 和解及び損害賠償の額の決定について

市立中学校で発生した部活動中の事故に係る損害賠償請求事件について和解し、損害賠償の額を定めるもの

- (1) 損害賠償の額  
金17,000,000円
- (2) 和解の内容
  - ア 市は、相手方に対し、本件和解金として金1,700万円の支払義務のあることを認める。
  - イ 相手方は、その余の請求を放棄する。
  - ウ 相手方と市は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
  - エ 訴訟費用は各自の負担とする。

## 22 公の施設の指定管理者の指定について

高松市茜町会館の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 高松市茜町会館管理委員会
- (2) 指定の期間 R2.4.1~R7.3.31

## 23 公の施設の指定管理者の指定について

高松市文化芸術ホールの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 公益財団法人高松市文化芸術財団
- (2) 指定の期間 R2.4.1~R7.3.31

## 24 専決処分の承認について

高松市立中学校（以下「中学校」という。）内において校舎建設に伴う解体工事の際に発生した、近隣住民が使用する井戸水の水質悪化に係る調停申立事件について、早期に調停条項の内容を決定するとともに相手方らと和解するため、本年11月22日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

### (1) 解決金

ア 相手方甲 金517,680円

イ 相手方乙 金517,680円

ウ 相手方丙 金517,680円

### (2) 和解の内容

ア 市と相手方らは、市が管理する中学校から引き込んだ仮設水道設備により、相手方らに供給している水道水の供給を、令和2年5月1日限り、終了することを合意する。

イ 市と相手方甲及び乙は、アの水道水供給のために市が相手方甲及び乙の敷地内に設置した仮設水道設備を、市が撤去しないことを合意する。市は、同仮設水道設備の所有権を放棄する。

ウ 市と相手方丙は、アの水道水供給のために市が相手方丙の敷地内に設置した仮設水道設備を、令和2年7月1日限り、市が撤去することを合意する。

エ 相手方らは、市に対し、市がア及びウの作業をするために必要な範囲で、相手方らの敷地内に立ち入ることを認める。

オ 市及び相手方らは、本件に関し、調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

カ 調停費用は各自の負担とする。